

学校感染症と出席停止となる基準

【出席停止感染症に罹患した学生の対応】

- ・一覧表にある感染症にかかった場合、法律で定められた期間「出席停止」となります。「公欠」ではありません。
- ・感染症の診断を受けた場合は、速やかに各キャンパスの担当部署と各授業担当教員へ連絡しましょう
- ・医師の許可があるまでは外出を控え、自宅で安静にしましょう

【学校感染症一覧】

令和7年 5月

○第1種学校感染症

感染症の種類	出席停止の期間の基準
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで

○第2種学校感染症

感染症の種類	出席停止の期間の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日が経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで（痂皮化）
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
結核	症状により感染のおそれがないと診断されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

○第3種学校感染症

感染症の種類		出席停止の期間の基準
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		症状により感染のおそれがないと診断されるまで
その他の感染症	溶連菌感染症	症状により感染のおそれがないと診断されるまで (病院にかかった際に、いつから登校してよいか必ず確認してください。)
	ウイルス性肝炎	
	手足口病	
	伝染性紅斑	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ感染症	
	感染性胃腸炎	